

嘱託職員勤務条件等 【スポーツ施設】

1 配属予定施設

勤務施設	住 所
城南野球場	高崎市下和田町二丁目 12 番
河川敷運動広場	高崎市八千代町一丁目 67 番
上並榎庭球場	高崎市上並榎町 1590 番地

2 主な業務内容

- ・グラウンド整備
野球場のライン引き、ベース交換、散水、トラクターによる整地及び外野等の芝刈り
- ・除草作業
グラウンド・ファウルライン・芝生及び隣接地の除草
- ・ゴミ収集作業
各施設を巡回してゴミの収集
- ・施設の清掃作業
トイレや球場の清掃・落葉の収集
- ・軽微な修繕作業
各施設を巡回し、設備の確認や軽微な修繕
- ・施設管理業務（利用者への対応、窓口業務）

3 就業時間

- ・1箇月単位の変形労働時間制により、1箇月を平均して週31時間、1日7時間45分
代表的な勤務時間（配属施設により異なる）
8時30分～17時15分（休憩60分）、13時00分～21時45分（休憩60分）
※原則、週4日
※業務の都合により始業・終業時刻を繰り上げたり、繰り下げたりすることがある。

4 休 日

- ・勤務割表により指定した日、年末年始の休館日
※土曜日・日曜日・祝日の勤務あり

5 応募資格

- ・昭和34年4月2日以降に生まれた人
- ・普通運転免許証を所有している人
- ・グラウンド整備等、屋外での作業が出来る人
- ・親切丁寧な接客が出来る人